

## 放射能検査実施要領

### 1 目的

独自のスクリーニング基準を設定し、放射能汚染の疑いがある地域及び品目を特定することで、荷受場所によるスクリーニング検査を計画的に実施し、大庄が取り扱う食材の安全性に対する検証を行い、お客様への安全・安心な食品の提供と契約産地の安定・継続的な確保を図ります。

### 2 基本的な考え方

- ① 自治体や農業団体等が各地で実施している放射能測定データを毎日集積し、検査(放射能測定)対象の地域及び品目を明確にして取り扱います。
- ② 安全確認が必要な地域・品目を明確にして、使用食材の放射能測定を行います。
- ③ 安全確認のための測定は2段階に設定します。
  - 第1段階をスクリーニング検査として、当社の荷受け場所で放射能測定を行います。
  - 第2段階を委託検査とし、スクリーニング検査で少しでも放射性物質が含まれると判断した場合は専門の分析機関に委託して測定を行います。
- ④ スクリーニング検査で少しでも放射性物質が含まれると判断した場合は使用を停止し、第2段階の専門の分析機関に測定を委託します。安全が確認されるまでは一切使用しません。

### 3 スクリーニング検査(第1段階)

#### (1) 検査対象

##### ① 検査対象地域

行政及び生産者団体等の測定結果を毎日継続的に把握し、放射能測定が必要な都道府県・市町村等の範囲を指定します。

##### ② 検査対象品目

同じく、行政及び生産者団体等の測定結果を継続的に把握し、対象とする農林水産物や加工食品等の種類及び品目の範囲を指定します。

※ 検査対象は、汚染の確認状況等の実態に基づいて、総合科学新潟研究所が随時指定を変更していきます。

#### (2) 検査方法

当社商品本部が、食材の荷受場所である物流センターにおいて毎日放射能測定を実施します。

#### (3) 検査結果の対応

- ① 検査の結果、放射能汚染の疑いがある品目については使用を中止します。
- ② 当該品目は、専門の分析機関に放射能精密測定を委託します。

### 4 委託検査(第2段階)

#### (1) 検査対象

スクリーニング検査で少しでも放射性物質が含まれると判断した食品

#### (2) 委託する専門の分析機関

ゲルマニウム半導体検出器等の精度の高い放射能測定を行っている分析機関

#### (3) 検査結果の対応

検査の結果、基準値を超える品目(食品)は勿論のこと、原則として原発事故による放射性セシウムを含む食材は使用しないように努めます。

## 5 店舗等での取り扱い

### < 放射能汚染が懸念される食材の取り扱いについて >

#### 1 出荷制限品目

##### (1) 対象市町村の出荷制限品目

対象市町村の品目は出荷されないはずであるが、多様な流通ルートの中で指摘事例も度々発生していることから混入する可能性があるため、的確に確認して、絶対に使用しない。

##### (2) (1)がある場合(A品目が一部の市町村で出荷制限の指定)の、同一県内における出荷制限を受けていない他市町村のA品目の使用

当該県は、近隣市町村でも 100Bq/kg を超える恐れがあることを懸念し、次の対応とする。

##### ① 商品本部配送店舗

スクリーニング検査を実施して安全確認をした上で使用する。

##### ② 地方店舗

地方店舗で使いたい場合は、商品本部又は総合科学新潟研究所に協議し、必要な確認を行った上で使用する。

#### 2 使用注意品目

##### (1) 県・市町村等の調査で 100Bq/kg を超過が報告されているが出荷制限となっていない品目・市町村

##### ① 商品本部配送店舗：スクリーニング検査を実施して安全確認をした上で使用する。

##### ② 地方店舗：スクリーニング検査が出来ないことから、使用しない。

##### (2) 県・市町村等の調査で 50～100Bq/kg の品目・市町村

##### ① 商品本部配送店舗：産地側の安全確認の情報を受けた上で、確実にスクリーニング検査を行って使用する。

但し、安全確認情報が無い場合は、専門機関の検査を実施した上で使用する。

##### ② 地方店舗：産地側の安全確認検査の情報を受けて(求めて)使用する。

### < 毎週提示している社内情報 >

#### (1) 情報の内容

##### ① 出荷制限指定市町村、及び直近 1 か月の県・市町村等の調査で放射能が検出された情報、直近 1 週間の放射能測定情報を掲載した地図

##### ② 最新の出荷制限市町村・品目の一覧表

#### (2) 情報の更新

##### ① 1 週間毎に更新して社内で情報を共有